

○厚生労働省告示第四号

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第七十五号）第十六条の二第一項及び第三項の規定に基づき、富山県及び石川県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例を次のように定める。

令和六年一月十二日

厚生労働大臣 武見 敬三

富山県及び石川県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例

確定拠出年金法施行規則第十六条の二第一項又は第三項に規定する厚生労働大臣が定める場合として、それぞれ次に掲げる場合を指定する。

- 一 富山県又は石川県に所在地を有する実施事業所の事業主が、令和六年一月一日から確定拠出年金法施行規則第十六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める日の前日までの間に、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二十一条第一項の規定により事業主掛金を納付する必要がある場合
- 二 富山県若しくは石川県に住所を有する企業型年金加入者又はこれらの県に所在地を有する実施事業所の

事業主を介して企業型年金加入者掛金を納付する企業型年金加入者が、令和六年一月一日から確定拠出年金法施行規則第十六条の二第四項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める日の前日までの間に、確定拠出年金法第二十一条の二第一項の規定により企業型年金加入者掛金を納付する必要がある場合